

後援名義等の使用許可申請要領

制 定 2019年8月13日
事 務 局 会 議

各種事業を企画されている団体等で、特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会後援等の名義使用を希望される場合は、下記の要領を御確認の上、申請書類を添えて郵送もしくは E-mail にて申請ください。(注) 個人での申請は受け付けておりません。

なお、事業の内容によっては、後援名義等の使用を認めない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

1 申請受付期間

後援名義等使用開始希望日(パンフレット等への印刷、ホームページ等で広報を開始する日を含む)の30日前までに申請をしてください。

ただし、やむを得ない事情等をあらかじめ相談していた場合などを除き、直前の申請や、申請書類に不備がある場合は、審査をお断りすることがあります。

2 申請に必要な書類等

当協会の後援名義等を申請される場合は、以下の(1)から(5)の書類を御準備ください。

必要に応じ御準備いただいた以下の書類以外にも、追加書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 後援名義等使用許可申請書および誓約書(所定の様式があります)
- (2) 開催要項
- (3) 当該事業の収支予算書
- (4) 事業の概要に関する書類(企画書やフライヤー・プログラム案等の資料)
- (5) 主催団体及び申請団体等の概要がわかる書類
(役員名簿・定款等の規則・会の沿革や活動実績がわかる書類を含む)

3 記入に際する注意点

- ・代表者には、事業開催における代表者ではなく、事業主催団体(若しくは申請団体)の代表者を御記入ください。
- ・必要事項を御記入の上、必ず公印(団体印)を押印してください。
- ・後援名義等の使用開始希望日については、申請団体が当会后援名義等を使用(パンフレット等への印刷、ホームページ等で広報を開始する日も含まれます。)される希望日を御記入ください。許可日から等の記入は認められません。
- ・過去に当会から後援名義を許可された場合は、その旨ご記載ください。

4 後援名義等を御使用いただけないもの

- ・ 当会定款に定める目的や事業とそぐわない事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 営利を目的とした事業または公益性が乏しい事業
- ・ 政治団体、宗教団体及びそれらに類した団体が行う事業
- ・ 政治及び宗教の要素が強い事業
- ・ 事業を開催することにより、特定の団体等の利益につながるおそれがある事業
- ・ 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業
- ・ その他、不適切と認められる事業

※なお不採択となった場合の理由については、非公開とさせていただきます。

5 事業終了後の報告について

事業開催期間満了後、1か月以内に以下の書類を添えて御報告ください。事業の報告がない場合、今後同団体等が扱う事業に対して後援名義等の使用許可申請がなされたとしても、後援名義等を付与できないことがあります。

- (1) 事業報告書（様式不問）
- (2) 当該事業の収支決算書（様式不問）
- (3) 事業実施概要のわかる書類等
- (4) 当協会後援名義等を使用したパンフレット、ポスター等（ホームページ等にて使用した場合は当該ページをプリントアウトの上、御提出ください。）

6 申請先及びお問い合わせ先

申請書送付先住所：

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-8-3 池袋クラウンハイツ 406 号室
特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会 事務局

申請書送信先 E-Mail アドレス：

info@bouken-asobiba.org

お問い合わせ：

協会事務局 電話番号：03-5430-1060

受付時間：月・火・木・金曜日（祝日除く）10時～16時